

飼料用農作物残留に係る農薬登録保留基準等の見直しに関する 農薬取締法第 16 条第 2 項に基づく農業資材審議会への意見聴取の概要

1 経緯

飼料用農作物を介した農薬の畜産物への残留については、これまで、乳汁への農薬の移行の有無を確認する「乳汁移行試験」の結果により、当該農薬が家畜体内に蓄積される性質を有するかどうかを判断してきたところである。

一方、我が国では、飼料用農作物の生産振興が進められており、国内での飼料用農作物用の農薬登録の申請が拡大することが予想されることから、農林水産省では、農薬の畜産物への残留をよりの確に把握するため、農薬登録申請の際に必要な試験方法を示した「農薬テストガイドライン^(注1)」を平成 26 年 5 月 15 日に改正し、乳汁移行試験に替えて、「家畜代謝試験」及び「家畜残留試験」を導入し、平成 29 年 5 月 15 日以降の農薬の登録申請について適用^(注2)することとしている。

このような状況に鑑み、農薬取締法に基づき環境大臣が定める農薬登録保留基準^(注3)のうち、飼料用農作物残留に係る基準等を食品衛生法を引用した規定に改正し、農薬登録保留の判断基準を明確化するよう改正を行うことについて、農薬取締法第 16 条第 2 項に基づき、農業資材審議会の意見を伺うものである。

(注1)「農薬テストガイドライン」：農薬の登録申請に係る試験成績について（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局通知）

(注2) 一部既登録農薬については別途期間を定めて適用

(注3)「農薬登録保留基準」：農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和 46 年 3 月農林省告示 346 号）

2 意見聴取を行う飼料用農作物残留に係る基準等の見直しの概要

(1) 作物残留に関する農薬登録保留基準

このうち、農薬が残留した飼料用農作物を供した家畜から生産された畜産物を摂取した人への被害を生じないように定める基準であり、当該畜産物が食品衛生法に基づく食品の残留農薬基準に適合しない場合に登録保留とする（別紙 1）。

(2) 土壌残留に関する農薬登録保留基準

このうち、土壌に残留した農薬が、後作として栽培された飼料用農作物に残留することを通じて人畜への被害を生じないように定める基準であり、当該飼料用農作物を供した家畜から生産された畜産物が食品衛生法に基づく食品の残留農薬基準に適合しない場合に登録保留とする（別紙 2）。

作物残留に係る農薬登録保留基準の見直し(案)

基準	現行		改正案
食用農作物 (保留の条件) 農薬登録保留基準の 該当項目(以下同じ) 第1号のイ	農薬の使用により農作物の汚染が生じ、残留農薬基準※1を超過する。		<現行どおり>
飼料用農作物 (保留の条件) 第1号のロ	飼料用農作物 農薬の使用により飼料用農作物に当該農薬の成分物質等が残留する(極めて微量等で有害でないと認められる場合を除く)。	かつ	<現行どおり> かつ
	畜産物 当該農薬の成分物質等が家畜の体内に蓄積される性質を有する。 (試験法) 乳汁への移行試験※3		家畜から生産される畜産物に当該農薬の成分物質等が残留する(食品衛生法に基づく残留農薬基準※1及び一律基準※2を超えないものを除く)。 (試験法) 家畜代謝試験及び家畜残留試験※4

※1 残留農薬基準:食品衛生法第11条第1項の規定に基づく規格(食品別の規格)

※2 一律基準:食品衛生法第11条第3項の人の健康を損なうおそれのない量として厚労大臣が定める量(0.01ppm)(残留農薬基準が設定されていない場合に適用)

※3 平成26年5月の農薬テストガイドライン改正で削除(平成29年5月以降の農薬の登録申請の際に提出する試験成績について適用)

※4 平成26年5月の農薬テストガイドライン改正で導入(平成29年5月以降の農薬の登録申請の際に提出する試験成績について適用)

土壌残留に係る農薬登録保留基準の見直し(案)

基準		現行		改正案
後作物が 食用農作物の 場合 (保留の条件)	半減期 180日以上 の農薬 第2号のイ	通常栽培される農作物が汚 染される(一律基準※ ² を超えな いものを除く。)		<現行どおり>
	半減期 180日未満 の農薬 第2号のロ	通常栽培される農作物が汚 染される(残留農薬基準※ ¹ 及 び一律基準※ ² を超えないもの を除く。)		<現行どおり>
後作物が 飼料用農作物の 場合 (保留の条件)	半減期 180日以上 の農薬 第2号のイ	飼 料 用 農 作 物	通常栽培される農作物 が汚染される(一律基準※ ² を超えないものを除く。)	<現行どおり>
	半減期 180日未満 の農薬 第2号のハ	飼 料 用 農 作 物	通常栽培される飼料用 農作物に当該農薬の成分 物質等が残留する(極めて 微量等で有害でないと認め られる場合を除く)。 かつ	<現行どおり> かつ
		畜 産 物	当該農薬の成分物質等 が家畜の体内に蓄積され る性質を有する。 〔(試験法) 乳汁への移行試験※ ³ 〕	家畜から生産される畜産物に 当該農薬の成分物質等が残留 する(食品衛生法に基づく残留 農薬基準※ ¹ 及び一律基準※ ² を超えないものを除く)。 〔(試験法) 家畜代謝試験・ 家畜残留試験※ ⁴ 〕

※1 残留農薬基準:食品衛生法第11条第1項の規定に基づく規格(食品等別の規格)

※2 一律基準:食品衛生法第11条第3項の人の健康を損なうおそれのない量として厚労大臣が定める量(0.01ppm)
(残留農薬基準が設定されていない場合に適用)※3 平成26年5月の農薬テストガイドライン改正で削除(平成29年5月以降の農薬の登録申請の際に提出する試
験成績について適用)※4 平成26年5月の農薬テストガイドライン改正で導入(平成29年5月以降の農薬の登録申請の際に提出する試
験成績について適用)

○ 農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件(昭和四十六年三月二日農林省告示三百四十六号)(抄)

一 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、農薬取締法(以下「法」という。)第三条第一項第四号(同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。))に掲げる場合に該当するものとする。

イ 法第二条第二項第三号(法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物(樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。)の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等又はその加工品の飲食用品が食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十一条第一項の規定に基づく規格(当該農薬の成分に係る同項の規定に基づく規格が定められていない場合には、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準。次号ロにおいて同じ。)に適合しないものとなること。

ロ 当該農薬の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下「成分物質等」という。)が家畜の体内に蓄積される性質を有し、かつ、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い家畜の飼料の用に供される農作物等を対象として当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物等に当該農薬の成分物質等が残留することとなること(その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないことと認められる場合を除く。)

二 当該農薬が次の要件の何れかを満たす場合は、法第三条第一項第五号(法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。))に掲げる場合に該当するものとする。

イ 当該農薬の成分物質等(食品衛生法第十一条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。ロにおいて同じ。)が土壤中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満である農薬以外の農薬であつて、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地において通常栽培される農作物が当該農地の土壤の当該農薬の使用に係る汚染により汚染されることとなるもの(食品衛生法第十一条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

ロ 当該農薬の成分物質等の土壤中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満である農薬であつて、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後一年以内に通常栽培される農作物が汚染されることとなるもの(その汚染に係る農作物又はその加工品の飲食用品が食品衛生法第十一条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

ハ 当該農薬の成分物質等が土壤中において二分の一に減少する期間がほ場試

験において百八十日未満であり、かつ、家畜の体内に蓄積される性質を有する農薬であつて、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後一年以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの（その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められるものを除く。）であること。

○ 食品衛生法（昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号）（抄）

（食品又は添加物の基準・規格の制定）

第十一条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

2 （略）

3 農薬（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一条の二第一項に規定する農薬をいう。次条において同じ。）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料（同条第二項に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物及び薬事法第二条第一項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。）が、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならない。ただし、当該物質の当該食品に残留する量の限度について第一項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、この限りでない。